

川島町特定居住促進計画（案）

令和 8 年 月公表

自治体名	埼玉県川島町	計画期間	令和8年度 ～ 令和11年度
1. 特定居住促進区域			
「特定居住促進区域」は、川島町都市計画用途地域図における市街化区域とする。			
2. 特定居住の促進に関する基本的な方針			
(1) 基本方針			
川島町は、埼玉県のほぼ中央、都心から約45kmに位置し、四方を川に囲まれた豊かな自然が今も多く残るまちである。近年は、首都圏中央連絡自動車道の開通により都心からのアクセスが向上し、川島IC周辺の産業団地整備が進む等、地域経済の活性化も図られている。 しかしながら、本町の総人口は、平成12（2000）年の23,732人をピークに減少を続け、令和8（2026）年3月に改訂した「川島町人口ビジョン」では、令和12（2030）年の総人口を17,766人と推計しており、人口減少が進むことにより、地域経済の衰退や労働人口の減少、地域コミュニティの機能や公共サービスの低下といった影響が懸念されている。 こうした地域課題に対応するため、本町では関係人口の拡大に取り組んでおり、「都心部在住のファミリー層」をターゲットに観光滞在に関する調査や事業を実施したところである。 この流れを汲みつつ、コロナ禍を経て多様化した働き方の変化や東京圏から車で来訪できる移動範囲・地域性の強みをより一層活かし、空き家の利活用等の地域課題解決も含め、短期・複数回訪れる二地域居住の“潜在ニーズ”を有する層も取り込む、東京圏近郊地域ならではの二地域居住施策を進める。 施策の推進により本町を訪れる二地域居住者は、単なる滞在者としてではなく、地域の活動等に主体的に関わることで、地域住民とともに地域づくりを進める関係人口の一員としての役割を果たすことを期待し、多種多様なプロジェクトが生まれること等も狙いながら、将来的な定住・移住につながる関係創出を目指す。			

(2)目標

- ・二地域居住施策を通じた実践者 R9年度：5人 R10年度：10人 R11年度：15人（累計）
- ・二地域居住者による地域の”こまりごと”関与案件数 R9年度：3件 R10年度：5件 R11年度：7件（累計）
- ・二地域居住者を含めた空き家の利活用相談件数 年間50件(毎年度)

3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1)特定居住拠点施設

No	拠点施設の区分	名称（施設の内容）	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備時期
1	交流施設・事務所	地域活動センターウエスト (コワーキングスペース・活動拠点)	川島町八幡6-1-2	第二種中高層住居専用地域	整備済み	町	平成10年度（1998年）
2	交流施設・事務所	地域活動センターウエストぎずな (コワーキングスペース・活動拠点)	川島町大字伊草230	第一種住居地域	整備済み	町	平成2年度（1990年）

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）
適用なし

(3)公的賃貸住宅等整備事業に関する事項
適用なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1)関連施設
適用なし

(2)用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）
適用なし

5. 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項

- ・民間と連携した短期・複数回訪れる二地域居住の”潜在ニーズ”層へのアプローチ
- ・車で来訪する二地域居住希望者のニーズ確認、支援の在り方の調査・具体化の検討
- ・空き家、企業寮の利活用による滞在拠点の整備
- ・地域事業者／観光コンテンツの持続的な事業活性化に資する二地域居住滞在者への体験・シゴトの提供
- ・二地域居住施策の持続的な取組みに向けた官民連携体制の構築

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤施設整備事業との連携に関する事項

適用なし

7. その他

(1)都道府県知事への意見聴取： 年 月 日

(2)特定居住促進区域内の住民の意見を反映するために必要な措置に関する事項
パブリックコメントの実施：令和8年5月

(3)都市計画との調和に関する事項
特定居住促進区域については、川島町都市計画マスタープランの土地利用と市街地整備の方針との調和が図られている。